

令和3年度第1回

四街道市国民健康保険運営協議会会議録

1. 開催日時 令和4年1月20日（木） 午後2時00分から午後3時30分
2. 開催場所 四街道市役所5階 第1会議室
3. 出席者
《出席委員》
塚本会長 酒井委員 原委員 佐久間委員 川上委員 程田委員 木川委員
《事務局》
山崎健康こども部長 川田副参事
国保年金課：高橋課長 成島課長補佐 櫻井係長 片倉主任主事
4. 傍聴人 0名
5. 議題
(1) 令和2年度四街道市国民健康保険特別会計決算について（報告）
(2) 四街道市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則等について（報告）
(3) 令和3年度四街道市国民健康保険事業計画について（報告）
(4) 令和4年度四街道市国民健康保険税率及び四街道市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）について（諮問）
6. 審議の経過
別紙のとおり

令和4年3月10日

四街道市国民健康保険運営協議会
会長 塚本 勝邦

令和3年度第1回国保運営協議会会議録

令和4年1月20日(木) 午後2時00分～

四街道市役所5階 第1会議室

--- 開会 ---

佐渡市長

--- 市長挨拶 ---

--- 委員・事務局職員自己紹介 ---

事務局
(成島課長補佐)

当協議会の会長・会長職務代行選出となりますが、会長が選出されるまでの座長を、慣例により、市長が務めさせていただくことよろしいですか。

--- 異議なし ---

座長
(佐渡市長)

会長が選出されるまでの間、座長を務めさせていただきます。
本日は、定数10名中、7名の委員の方々に御出席いただいております。
四街道市国民健康保険条例施行規則第9条に規定する定足数であります委員の半数5名に達しておりますので、会議成立となります。
それでは、会長及び会長職務代行の選出を行います。
会長及び会長職務代行につきましては、国民健康保険法施行令第5条の規定により、会長1名、会長職務代行1名を「公益を代表する委員」の方の中から選出させていただくことになっております。
慣例では、指名推薦により選出されておりますが、いかがいたしますか。

川上委員

初めてお会いする方も多く、3名の公益代表委員から選ぶにも判断に困るところです。事務局の意見を聞いてみるのはいかがでしょうか。

座長
(佐渡市長)

ただいま、川上委員より「事務局の意見を聞く」というご発言がありましたが、ご異議ございませんか。

--- 異議なし ---

座長
(佐渡市長)

それでは、事務局案があればお願いします。

事務局
(高橋課長)

事務局といたしましては、前回まで会長職に就いていただいた塚本 勝邦委員に会長職を、会長職務代行は、慣例では四街道市シニアクラブ連合会の方をお願いしておりますので、今回は酒井 壽男委員をお願いするというところで

<p>座長 (佐渡市長)</p>	<p>はいかがでしょうか。</p> <p>事務局案といたしまして、会長に塚本 勝邦委員を、会長職務代行に酒井 壽男委員とのことですが、いかがでしょうか。</p> <p>--- 異議なし ---</p>
<p>座長 (佐渡市長)</p>	<p>ご異議ないようですので、会長を塚本 勝邦委員に、会長職務代行に酒井 壽男委員に決定します。</p>
<p>事務局 (成島課長補佐)</p>	<p>会長ならびに会長職務代行には、お席をお移りいただき、就任のご挨拶をお願いしたいと思います。</p>
<p>塚本委員</p>	<p>--- 挨拶 ---</p>
<p>酒井委員</p>	<p>--- 挨拶 ---</p>
<p>事務局 (成島課長補佐)</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>なお、市長は、次の公務がございますので、大変申し訳ございませんが、ここで退席させていただきます。</p> <p>--- 市長退室 ---</p>
<p>事務局 (成島課長補佐)</p>	<p>四街道市国民健康保険条例施行規則第7条の規定により、会長が議長を務めることになっております。会長、この後の議事進行をよろしくお願いいたします。</p>
<p>議長 (塚本会長)</p>	<p>それでは、皆さま改めてよろしくお願い致します。</p> <p>はじめに会議録作成についてですが、「四街道市審議会等の会議の公開に関する指針」により会議録を作成することとされております。また、発言者名については、同指針の解釈運用基準の規定により、原則として明記することとなっておりますので、本協議会においても明記する取り扱いとしたいと思いますが、皆様のご意見をお伺いします。</p> <p>--- 異議なし ---</p>
<p>議長 (塚本会長)</p>	<p>それでは、会議録には発言者名を明記することといたします。</p> <p>さて、本日の会議に傍聴希望者はいらっしゃいますか。</p>

<p>事務局 (成島課長補佐)</p>	<p>本日の会議に傍聴希望者はありません。</p>
<p>議長 (塚本会長)</p>	<p>では、この会議は運営協議会運営要領第3条の規定により、公開することになっておりますところ、本日の運営協議会の傍聴希望者はいませんので、このまま続けさせていただきます。</p>
<p>議長 (塚本会長)</p>	<p>それでは、次第の5. 議題の(1)「令和2年度四街道市国民健康保険特別会計決算について」を議題とします。 それでは、事務局からの説明を求めます。</p>
<p>事務局 (高橋課長)</p>	<p>国保年金課長の高橋です。 議題の(1)「令和2年度四街道市国民健康保険特別会計決算について」をご説明します。 --- 説明 ---</p>
<p>議長 (塚本会長)</p>	<p>事務局からの説明が終わりました。 ただいまの説明に対し、ご意見、ご質問はありますか。ある方は挙手のうえ、指名を受けてからご発言願います。</p>
<p>川上委員</p>	<p>国民健康保険税が対前年で6,000万円弱の増額となっており、徴収関係者の地道な努力の成果であると高く評価しています。 また、保健事業費一般の費目の内訳についてと、糖尿病性腎症重症化予防事業の対象者への実施後のケアやフォロー方法についてお尋ねします。</p>
<p>事務局 (高橋課長)</p>	<p>まず、短期人間ドックの利用助成費用として、令和2年度は724人の利用がありました。こちらはかかった費用の70%、最大で25,000円の助成をするもので約1,800万円の支出を行いました。 続いて、ジェネリック医薬品差額通知発送については、1,289件発送しました。これにかかる費用としては、ジェネリック医薬品に切り替えた場合、どのくらい費用が変わるのか、のレセプトの電算処理費用54,170円に加え、郵送費がかかっています。 続いて、糖尿病性腎症重症化予防事業については業者に委託しており、19名に対し、約490万円支出しています。 事業は、国保加入者が通院している場合、レセプトを基にどのような治療をしているか、データ分析をし、今のうちに対策をすれば、人工透析導入を1年遅らせる、あるいはかからせないことができるような人を抽出します。その後は、市役所からかかりつけ医に候補者の紹介をし、そのかかりつけ医から推薦をもらえた方に、本人の申込をもらって指導を行います。</p>

	<p>指導は約半年かけて行い、かかりつけ医とは違う立場から、生活状況や服薬状況などについて、面談や電話による支援を行い、また、場合によっては、家族を巻き込んだ指導を行っています。</p> <p>指導終了後は、かかりつけ医に指導内容の情報共有をし、再びかかりつけ医の治療に専念していただきます。その後、また事業の対象になれば、再度、事業に参加していただく流れになります。</p>
<p>議長 (塚本会長)</p>	<p>ご質問・ご意見は出尽くしたようですので、「令和2年度四街道市国民健康保険特別会計決算について」は以上とします。</p> <p>続いて、議題（2）「四街道市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則等について」を議題とします。</p> <p>事務局からの説明を求めます。</p>
<p>事務局 (櫻井係長)</p>	<p>国民健康保険係、係長の櫻井です。</p> <p>議題の（2）「四街道市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則等について」をご説明します。</p> <p>--- 説明 ---</p>
<p>議長 (塚本会長)</p>	<p>事務局からの説明が終わりました。</p> <p>ただいまの説明に対し、ご意見・ご質問はありますか。</p>
<p>川上委員</p>	<p>傷病手当金の対象者について、自営業者は支給対象になるのかという点と、個人所得の見直しとは具体的に何か教えてください。</p>
<p>事務局 (櫻井係長)</p>	<p>傷病手当金は給与を受けている方が対象となるため、自営業者は対象になりません。自営業者につきましては、持続化給付金等の助成制度の案内をしています。</p> <p>また、個人所得の見直しについては、所得税等の基礎控除額の見直しがあったため、国民健康保険税の負担増加を避けるため、改正したものです。</p>
<p>議長 (塚本会長)</p>	<p>ご質問・ご意見は出尽くしたようですので、「四街道市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則等について」は以上とします。</p> <p>続いて、議題（3）「令和3年度四街道市国民健康保険事業計画について」を議題とします。</p> <p>事務局からの説明を求めます。</p>
<p>事務局 (高橋課長)</p>	<p>課長の高橋です。</p> <p>議題の（3）「令和3年度四街道市国民健康保険事業計画について」をご説明します。</p>

<p>議長 (塚本会長)</p>	<p>--- 説明 ---</p> <p>事務局からの説明が終わりました。 ただいまの説明に対し、ご意見・ご質問はありますか。</p> <p>-- 特になし ---</p>
<p>議長 (塚本会長)</p>	<p>ご質問・ご意見は特にないようですので、「令和3年度四街道市国民健康保険事業計画について」は以上とします。 続いて、議題（4）「令和4年度四街道市国民健康保険税率及び四街道市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）について」を議題とします。 この議題については、市長より会長宛てに諮問書が出ており、皆様には開催通知と併せて写しが送付されています。 それでは、事務局からの説明を求めます。</p>
<p>事務局 (高橋課長)</p>	<p>課長の高橋です。 議題の（4）「令和4年度四街道市国民健康保険税率及び四街道市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）について」をご説明します。</p>
<p>議長 (塚本会長)</p>	<p>--- 説明 ---</p> <p>事務局からの説明が終わりました。 ただいまの説明に対し、ご意見・ご質問はありますか。</p>
<p>川上委員</p>	<p>基礎課税額とは何ですか。</p>
<p>事務局 (櫻井係長)</p>	<p>所得割として国民健康保険税を賦課する際、計算の基となる所得の金額です。</p>
<p>議長 (塚本会長)</p>	<p>この議題については諮問を受けておりますので皆様にお諮りしたいと思います。 「令和4年度四街道市国民健康保険税率及び四街道市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）について」、当協議会として、事務局案が妥当である旨、市長に答申することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
<p>議長 (塚本会長)</p>	<p>--- 全員賛成 ---</p> <p>また、答申書の作成については、私に一任いただきたいのですが、皆さまよろしいでしょうか。</p>

<p>議長 (塚本会長)</p>	<p>--- 異議なし ---</p> <p>それでは、そのように取扱いさせていただきます。 「令和4年度四街道市国民健康保険税率及び四街道市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）について」は以上とします。 次第の6. その他の（1）「マイナンバーカードの健康保険証利用について」に進みます。 事務局からの説明を求めます。</p>
<p>事務局 (片倉主任主事)</p>	<p>国民健康保険系の片倉です。 「マイナンバーカードの健康保険証利用について」をご説明します。</p>
<p>議長 (塚本会長)</p>	<p>--- 説明 ---</p>
<p>議長 (塚本会長)</p>	<p>事務局からの説明が終わりました。 私から1点質問です。 他の市に比べると、マイナンバーカードの交付数は多いですか。</p>
<p>事務局 (片倉主任主事)</p>	<p>本市におけるマイナンバーカード交付率は41.9%で、国の交付率が41.0%ですので、国平均よりは高くなっています。</p>
<p>議長 (塚本会長)</p>	<p>他にご意見・ご質問はありますか。</p>
<p>木川委員</p>	<p>資格証明書を発行されている人の取扱いはどうなりますか。</p>
<p>事務局 (片倉主任主事)</p>	<p>まず、資格証明書とは、保険税を滞納している方が対象となります。 本市国民健康保険の資格はあるのですが、医療機関等を受診しても自己負担が3割負担とならず、10割負担となります。 資格証明書対象の方が、マイナンバーカードで医療機関等を受診した場合でも、資格証明書対象者であることをシステムで連携しているので、従来の資格証明書の取り扱いと同様になります。</p>
<p>川上委員</p>	<p>導入している医療機関等では被保険者の情報が、オンラインで医療機関等とつながっているということですね。</p>
<p>議長 (塚本会長)</p>	<p>続いて、次第の6. その他の（2）その他に進みます。 事務局から何かございますか。</p>

<p>事務局 (片倉主任主事)</p>	<p>ご連絡が2点ございます。</p> <p>まず、当市の国民健康保険運営協議会委員として、多年に渡り、ご尽力賜り四街道市国保運営に貢献されました、塚本委員が令和3年12月1日付けで千葉県国民健康保険団体連合会理事長表彰を受賞されましたことを、この場をお借りしまして、伝達させていただきます。</p> <p>また、次回協議会を2月16日(水)に開催する予定であります。</p> <p>現在の議題の案といたしましては、令和4年度四街道市国民健康保険事業計画(案)について、令和4年度当初予算(案)について、などを予定しています。</p> <p>ただ、新型コロナウイルスの感染状況を鑑み、事務局としては、書面のやりとりによる開催にしたいと考えておりますので、委員の皆様のご意見を賜りたいと思います。</p>
<p>議長 (塚本会長)</p>	<p>事務局より、次回協議会の開催方法について、書面による開催にしたいとの申し出がありました。賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>--- 全員賛成 ---</p>
<p>議長 (塚本会長)</p>	<p>それでは、次回の開催は書面開催といたします。</p> <p>また、その他何かご意見等ございますか。</p> <p>-- 特になし ---</p>
<p>議長 (塚本会長)</p>	<p>それでは、本日の会議は以上としたいと思います。</p> <p>--- 閉会 ---</p>